


提出 順番	No. 5	令和 6 年 8 月 29 日 午前・ 午後 4 時 10 分受領
----------	----------	---

令和 6 年 8 月 29 日

幕別町議会議員 寺林 俊幸 様

幕別町議会議員 酒井 はやみ 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
1 自衛隊への18歳・22歳の名簿提供は見直しを	<p>自衛官募集への協力として、若者の個人情報を自衛隊に提供する自治体が令和4年度には全国で約6割を超えています。</p> <p>一方で、名簿提供に対する不安や批判の声が広がり、名簿の提供を撤回し、従来の住民基本台帳の閲覧方式に戻す動きがみられます。また、名簿提供をめぐるのは当事者から訴訟が起こされる動きもあり、自治体の主体的な判断が一層重要になっています。</p> <p>個人情報の保護は、町民が安心して暮らすための基盤であり、町としてその適切な管理が求められています。町が自衛隊への若者の名簿提供に関してどのように判断し対応しているのか、伺います。</p> <p>(1) 名簿提供の対象者数と、提供を望まない町民からの除外申請数は。</p> <p>(2) 提供された名簿はどのように利用され、また、その管理はどのように行われているのかを把握していますか。</p> <p>(3) 防衛省は、名簿提供は強制ではなく、提供に応じない場合でも市町村に不利益は生じないとしています。町が名簿を提供する義務はなく、提供していない自治体は全国で約4割です。個人の承諾なしに情報を提供することは、憲法が保障する個人の尊厳や基本的人権に反すると考えますが、町の考えは。</p>

<p>2 被爆80年に向け、核廃絶への更なる取組を</p>	<p>(4) 高校卒業予定者に対する自衛官募集を含めた求人活動には、教育的配慮が必要とされています。学校や保護者の関与なしに直接勧誘を行うことは教育的配慮を欠くと考えますが、町としての考えは。</p> <p>(5) 現在の除外申請の制度では、個人情報の提供を望まないにもかかわらず提供される事態が起りえます。制度を見直し、名簿提供に同意した人に申請してもらう制度にするべきでは。</p> <p>核兵器禁止条約への参加国が増加し、核廃絶に向けた国際的な運動が広がっています。</p> <p>しかし、一方では核兵器の使用が懸念される紛争も続いています。幕別町はこれまで原爆パネル展や折り鶴の募集など、平和事業に取り組んできましたが、核廃絶に向けて更に積極的な取組が求められると考えます。</p> <p>そこで、町として、「平和首長会議」だけでなく、現在 358 自治体が加入する「日本非核宣言自治体協議会」にも参加し、他の自治体と連携して、より実効性のある事業に取り組むことについて、町の考えを伺います。</p>
-------------------------------	--

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。